

# 保護預り規定

- 第1条 当行の保護預りは封緘預り1種とする。
- 第2条 封緘預りの対象物件は公社債、株券、預金証書、保険証券、その他重要書類及び紙幣、貴金属、宝石類とする。
- 第3条 預り品は、封筒、紙箱、木箱その他適当な容器に収容したものに限り取る。  
(預りの容器は縦30センチ、横40センチ、高さ20センチ以内に限る)
- 第4条 保護預り品は次の物件を封緘した容器中に収容または混入してはならない。  
(1) 所有または所持することが法令に違反する物品。(火薬類、爆発物薬品銃刀類)  
(2) 腐敗または破損、変質しやすい物品。(食料品、植木類)  
(3) その他、当行が封緘預りに適当でないと認めた物品は預け主立会いのうえ封緘物件を開封することができる。
- 第5条 封緘預り品の変質その他事故により当行または他の寄託者に損害をあたえた場合その物件の寄託者は当行査定に基づく損害賠償金を支払わなければならない。
- 第6条 保護預り期間は1年とする。
- 第7条 封緘預りの手数料は預り物件1個につき当行所定の手数料とする。
- 第8条 保護預りの手数料は預入れの際1ヶ年分を前納しなければならない。
- 第9条 いったん前納した保護預り手数料は期限前解約その他いかなる理由があってもこれを返戻しない。
- 第10条 預り物件の一部受取は取扱わない。
- 第11条 火災、事変その他不可抗力の事由により保護預り物件が滅失毀損した場合当行は賠償の責任を負わない。
- 第12条 保護預り品の取引手続きが1年以上遅延した場合当行は開封のうえ保護預り品を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。  
なお、開封に際しては公証人等に立ち会いをもとめこれらに要する費用は預け主の負担とします。
- 第13条 届出のあった名称、住所宛に当行が期日通知または送付書類を発送した場合には到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 第14条 反社会的勢力との取引拒絶  
この保護預り契約は、第15条第1項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第1項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一に該当する場合には、当行はこの保護預り契約をお断りするものとします。
- 第15条 解約  
(1) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預り契約の利用を停止し、または借

主に通知することによりこの保護預り契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで保護預り契約を明渡してください。

- ①借主が保護預り契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

#### 第16条 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上  
2020年4月1日現在